

投資促進等WG説明資料



平成26年12月1日

法務省入国管理局

目次

ヒアリング事項

日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し

1. 規制改革事項の内容
2. 規制改革事項に係る進捗状況
3. 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第74号)による在留資格「投資・経営」の改正
4. 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案
5. 国家戦略特区における取組

1. 規制改革の内容

事項名

日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し③(在留資格取得要件の緩和)

内 容

新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出がなくとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。

2. 規制改革事項に係る進捗状況

- 平成26年10月20日から同年11月18日までの間、「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」について意見公募手続(パブリック・コメント)を実施
- 本件に関する改正の概要は、以下のとおり。

在留期間「4月」の追加

現行

投資・経営

5年、3年、1年又は3月

改正案

経営・管理

5年、3年、1年、4月又は3月

提出書類に関する規定の改正

現行

投資・経営

事業計画書、会社又は法人の登記事項証明書及び損益計算書の写し

改正案

経営・管理

- イ 事業計画書の写し
- ロ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(事業を開始しようとする場合であって、法人の登記が完了していないときは、定款その他当該法人を設立しようとしていることを明らかにする書類の写し)
- ハ 損益計算書その他これに準ずる書類の写し(事業を開始しようとする場合においては、この限りでない。)

3. 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第74号)による在留資格「投資・経営」の改正

概要

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、現在、外資系企業における経営・管理活動に限られている「投資・経営」に、日系企業における経営・管理活動を追加し、名称を「経営・管理」に改正

改正前

投資・経営

本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)

改正後

経営・管理

本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)

4. 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案

概要

平成26年10月20日から同年11月18日までの間、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案」について意見公募手続（パブリック・コメント）を実施

- 本案には、在留資格「経営・管理」への改正に伴い、事業の規模要件を明確化する改正が含まれている。概要は、以下のとおり。

現 行

投資・経営

当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者（法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。

改正案

経営・管理

申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。
イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員（法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。
ロ 資本金の額又は出資金の総額が500万円以上であること。
ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。

5. 国家戦略特区における取組

- 第187回国会に提出された国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に以下の入管法の特例が盛り込まれていた(廃案)。
 - 特区において事業を開始しようとする外国人について、「経営・管理」の在留資格に係る「法務省令で定める基準」を「政令で定める基準」とする。

なお、政令では、地方公共団体による事業計画の審査及び帰国担保措置により、入国当初から事業規模や事業所確保等の基準を満たすことを求めないことを規定する予定。